

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084 沿革 令和7年2月20日 一部改正</p> <p>この規程は、貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00030。以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した銀行等との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条（特約書附帯別表第2）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。なお、貿易代金貸付契約（2年未満）とは、「別紙1 2年未満案件の解釈等」によるものとする。</p> <p>記</p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00084 沿革 令和5年1月30日 一部改正</p> <p>この規程は、貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00030。以下「特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した銀行等との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条（特約書附帯別表第2）の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。なお、貿易代金貸付契約（2年未満）とは、「別紙1 2年未満案件の解釈等」によるものとする。</p> <p>記</p>	
<p>1 基本的引受基準</p> <p>(11) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる貸付契約については、以下のとおりとする。<u>なお、日本貿易保険は、OECDが公開する低所得国リスト (List of lower income countries) に従い以下に示すゼロリミット国、ノンゼロリミット国及びその他制限国並びに当該国の引受方針をそのホームページにおいて対外的に周知する。</u></p> <p>① <u>ゼロリミット国</u>を貸付契約の相手方（貸付契約の締結の相手方と貸付金等を償還する者が異なる場合は、貸付金等を償還する者とする。以下①及び②において同じ。）の所在する国又は保証銀行の所在する国（保証銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、本店の所在する国とする。以下②において同じ。）とする貸付契約のうち、償還期間が1年以上のものであって当該貸付契約の相手方又は保証銀行が名簿上名簿区分Gに格付けされているもの（以下「償還期間が1年以上の公的債務者向け貸付契約」という。）については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契</p>	<p>1 基本的引受基準</p> <p>(11) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる貸付契約については、以下のとおりとする。</p> <p>① <u>公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国（令和2年6月8日 20 - 制度 - 00120。以下「勧告対象国」という。）1に掲げる国</u>を貸付契約の相手方（貸付契約の締結の相手方と貸付金等を償還する者が異なる場合は、貸付金等を償還する者とする。以下①及び②において同じ。）の所在する国又は保証銀行の所在する国（保証銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、本店の所在する国とする。以下②において同じ。）とする貸付契約のうち、償還期間が1年以上のものであって当該貸付契約の相手方又は保証銀行が名簿上名簿区分Gに格付け</p>	<p>「公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国」の規程を廃止し、NEXIのホームページにおいて公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に基づく分類（ゼロリミット国、ノンゼロリミット国及びその他制限国）の定義及び対象国の一覧並びに各分類の引受方針を公表する。</p>

<p>約の締結の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>② <u>ノンゼロリミット国</u>又は<u>その他制限国</u>を貸付契約の相手方の所在する国又は保証銀行の所在する国とする貸付契約のうち、償還期間が1年以上の公的債務者向け貸付契約であって、契約金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したものに限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p>	<p>されているもの（以下「償還期間が1年以上の公的債務者向け貸付契約」という。）については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の締結の申込みを要しない。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p>② <u>勧告対象国 2に掲げる国</u>を貸付契約の相手方の所在する国又は保証銀行の所在する国とする貸付契約のうち、償還期間が1年以上の公的債務者向け貸付契約であって、契約金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行したものに限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。</p>	
<p>2 国別引受制限 (3)条件付引受国</p> <p>① (略)</p> <p>② 条件等 国別引受方針の『その他条件』欄に条件が記されている場合の保険契約は、当該記載内容を適用する（なお、公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる貸付契約については、1 (<u>11</u>)のとおりとする。）。</p> <p>③ (略)</p>	<p>2 国別引受制限 (3)条件付引受国</p> <p>① (略)</p> <p>② 条件等 国別引受方針の『その他条件』欄に条件が記されている場合の保険契約は、当該記載内容を適用する（なお、公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる貸付契約については、1 (<u>10</u>)のとおりとする。）。</p> <p>③ (略)</p>	<p>参照規定の修正。</p>
<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和7年2月20日</u>] この改正は、<u>令和7年2月28日</u>から実施する。</p>	<p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和5年1月30日</u>] この改正は、<u>令和5年3月20日</u>から実施する。</p>	